
2011 大会

企業年金における給付約束の「柔らかさ」と世代間の公平

清水信広*

概要

企業年金の給付は、経済環境の変動や事業主の業績悪化・倒産に伴う給付減額の可能性を常に内包しており、年金保険商品に比べ「約束」のレベルは必ずしも高くない。しかし、老後所得保障の観点からは、企業年金の給付が（名目又は実質で）100%保全されることよりも、その「十分性」が確保されることの方を重視する必要がある。また、2011年6月に改正された国際会計基準IAS19との関係では、給付の「柔らかさ」を明確化して退職給付債務の算定に反映させ、企業の財務諸表に対する企業年金の影響を緩和することが、今後の企業年金のデザインとして重要度が増していくものと予想される。本稿では、企業年金に関して従来暗黙裏に認識されてきた給付約束の「柔らかさ」を明示的に表現する手法として、最小給付を条件付き給付でくるむ柔構造のデザインを提案する。併せて、こうした柔構造のデザインにおいて世代間の公正な取扱いが行われているかどうか、給付の経済価値評価を通じて判断する指標を提示する。企業年金給付の「安全性」は、積立基準だけで決まるもの（外部から与えられるもの）ではなく、企業年金ごとに、オーダーメイドで設定できるようにすることが必要である。

キーワード： 約束の安全性と十分性、柔らかい給付債務、最低保全給付、支払年別積立基準、割引率

1 はじめに

企業年金の給付は、経済環境の変動や事業主の業績悪化・倒産に伴う給付減額の可能性を常に内包しており、年金保険商品に比べ「約束」のレベルは必ずしも高くない。そのため、企業年金の積立基準は、わが国を含め、給付約束（つまりは受給権保護）のレベルを上げる方向で整備されてきた。しかし、コストを考えれば明らかかなように、給付の「十分性」と「安全性」にはトレードオフの関係がある。「安全性」のレベルを一部犠牲にしても、「十分性」の確保を優先することの方が従業員にとって有益なことがあり得る。とりわけ老後所得保障の観点からは、企業年金の給付が（名目又は実質で）100%保

全されることよりも、その「十分性」が確保されることの方を重視しなければならない。一方、国際会計基準IAS19では、2011年6月の改正により、退職給付債務に対する積立不足は、企業のバランスシートに即時に反映することとなった。このため、給付の「柔らかさ」を明確化して退職給付債務の算定に反映させ、企業の財務諸表に対する企業年金の影響を緩和することは、今後の企業年金のデザインとして重要度が増していくことが予想される。

こうした観点から、本稿では、企業年金に関して従来暗黙裏に認識されてきた給付約束の「柔らかさ」を明示的に表現する手法として、最小給付を条件付き給付でくるむ柔構造のデザインを提案する。この場合、非継続基準による企業年金継続時の受給

*独立行政法人農業者年金基金
〒105-8010 港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル
E-mail: n.shimizu@nouen.go.jp